

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百二十四号）新旧対照表

改正後

（租税特別措置に含まれない規定）

第一条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という。）第三条から第三条の三まで、第四条の三の二、第八条から第八条の三まで、第九条、第九条の二、第九条の三の二から第九条の六の四まで、第十条の六、第十九条、第二十七条の二、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第三十七条の十、第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の十二まで、第三十七条の十四の三、第三十七条の十四の四、第三十八条、第四十条の三の三から第四十条の九まで、第四十一条の四から第四十一条の四の三まで、第四十一条の九から第四十一条の十二の二まで、第四十一条の十三の二、第四十一条の十四、第四十一条の十五の二、第四十一条の十九の五、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十二条の二及び第四十二条の三の規定

二 七 省 略

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略

二 措置法第四十二条の四、第四十二条の六（第五項を除く。）、第四十二条の九（第四項を除く。）、第四十二条の十から第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の四（第五項を除く。）、第四十二条の十二の五から第四十二条の十二の七まで、第四十三条から第四十八条まで、第五十二条の二（経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）及び第五十二条の三（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）の

改正前

（租税特別措置に含まれない規定）

第一条 同上

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「措置法」という。）第三条から第三条の三まで、第八条から第八条の三まで、第九条、第九条の二、第九条の三の二から第九条の六の四まで、第十条の六、第十九条、第二十七条の二、第三十一条、第三十二条、第三十六条、第三十七条の十、第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の十二まで、第三十七条の十四の三、第三十七条の十四の四、第三十八条、第四十条の三の三から第四十条の九まで、第四十一条の四から第四十一条の四の三まで、第四十一条の九から第四十一条の十二の二まで、第四十一条の十三の二、第四十一条の十四、第四十一条の十五の二、第四十一条の十九の五、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十二条の二及び第四十二条の三の規定

二 七 同 上

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第二条 同上

一 同 上

二 措置法第四十二条の四、第四十二条の五、第四十二条の六（第五項を除く。）、第四十二条の九（第四項を除く。）、第四十二条の十から第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の三（第五項を除く。）、第四十二条の十二の四（第五項を除く。）、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の五の二、第四十三条から第四十八条まで、第五十二条の二（経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）及び第五十二条の三（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、経過的な

規定

三 措置法第五十五条（第三項から第六項まで、第十二項、第十三項、第十五項から第十七項まで、第十九項から第二十一項まで及び第二十三項から第二十五項までを除く。）、第五十五条の二（第二項から第五項までを除く。）、第五十六条（第二項から第五項まで、第九項、第十一項及び第十三項を除く。）、第五十七条の四（第三項から第七項まで、第十二項、第十四項及び第十六項を除く。）、第五十七条の五（第六項から第九項まで及び第十四項から第十六項までを除く。）、第五十七条の六（第三項から第六項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第五十七条の七（第四項から第七項まで、第十項及び第十一項を除く。）、第五十七条の七の二（第三項から第六項まで、第九項及び第十項を除く。）及び第五十七条の八（第三項から第七項まで、第十二項、第十四項及び第十六項を除く。）の規定

四 九 省 略

十 措置法第六十六条の十から第六十六条の十一の二まで、第六十六条の十一の三（第三項を除く。）、第六十六条の十一の四、第六十六条の十三（第五項から第十一項までを除く。）、第六十七条から第六十七条の三まで、第六十七条の四（第十一項を除く。）、第六十七条の五、第六十七条の六、第六十七条の七、第六十七条の十四第一項、第六十七条の十五第一項、第六十八条の三の二第一項及び第六十八条の三の三第一項の規定

十一 省 略

十二 措置法第六十八条の九、第六十八条の十一（第五項を除く。）、第六十八条の十三（第四項を除く。）、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の五（第五項を除く。）、第六十八条の十五の六から第六十八条の十五の七まで、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十四、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五、第六十八条の三十六、第六十八条の四十（経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）及び第六十八条の四十一（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、経過的な規定として財務

な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）の規定

三 措置法第五十五条（第三項から第六項まで、第十二項、第十三項、第十五項から第十七項まで、第十九項から第二十一項まで及び第二十三項から第二十五項までを除く。）、第五十六条（第二項から第五項まで、第九項、第十一項及び第十三項を除く。）、第五十七条の四（第三項から第七項まで、第十二項、第十四項及び第十六項を除く。）、第五十七条の四の二（第二項から第五項までを除く。）、第五十七条の五（第六項から第九項まで及び第十四項から第十六項までを除く。）、第五十七条の六（第三項から第六項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第五十七条の七（第四項から第七項まで、第十項及び第十一項を除く。）、第五十七条の七の二（第三項から第六項まで、第九項及び第十項を除く。）及び第五十七条の八（第三項から第七項まで、第十二項、第十四項及び第十六項を除く。）の規定

四 九 同 上

十 措置法第六十六条の十、第六十六条の十一、第六十六条の十一の二（第三項を除く。）、第六十六条の十三（第五項から第十一項までを除く。）、第六十七条から第六十七条の三まで、第六十七条の四（第十一項を除く。）、第六十七条の五、第六十七条の六、第六十七条の七、第六十七条の十四第一項、第六十七条の十五第一項、第六十八条の三の二第一項及び第六十八条の三の三第一項の規定

十一 同 上

十二 措置法第六十八条の九、第六十八条の十、第六十八条の十一（第五項を除く。）、第六十八条の十三（第四項を除く。）、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の四（第五項を除く。）、第六十八条の十五の五（第五項を除く。）、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の六の二、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十四、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五、第六十八条の三十六、第六十八条の四十（経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）及び第六十八条の四十一（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、

省令で定める規定に係る部分を除く。 ) の規定

十三 措置法第六十八条の四十三(第三項、第四項、第十一項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項を除く。 )、第六十八条の四十四(第二項及び第三項を除く。 )、第六十八条の五十四(第二項から第四項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。 )、第六十八条の五十四の二(第二項及び第三項を除く。 )、第六十八条の五十五(第六項から第九項まで及び第十五項から第十七項までを除く。 )、第六十八条の五十六(第三項から第六項まで、第十三項及び第十五項を除く。 )、第六十八条の五十七(第四項、第五項及び第八項から第十一項までを除く。 )、第六十八条の五十七の二(第三項、第四項及び第七項から第十項までを除く。 )及び第六十八条の五十八(第三項から第五項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。 ) の規定

十四 〽十九 省 略

二十 措置法第六十八条の九十四から第六十八条の九十六の二まで、第六十八条の九十八(第六項から第九項までを除く。 )、第六十八条の九十九から第六十八条の百一まで、第六十八条の百二(第十二項を除く。 )、第六十八条の百三及び第六十八条の百四の規定

二十一 省 略

## 附 則

### (施行期日)

1 | この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 | 次項の規定 令和四年四月一日

二 | 第二条第二号の改正規定(「、第四十二条の十二の五の二」を「から第四十二条の十二の七まで」に改める部分に限る。 )、同条第三号の改正規定、同条第十号の改正規定(「第三項を除く。 )」の下に「、第六十六条の十一の四」を加える部分に限る。 )、同条第十二号の改正規定(「、第六十八条の十五の六の二」を「から第六十八条の十五の七まで」に改める部分に限る。 )、同条第十三号の改正規定及び同条第二十号

第二十四項及び第二十五項を除き、経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。 ) の規定

十三 措置法第六十八条の四十三(第三項、第四項、第十一項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項を除く。 )、第六十八条の四十六(第二項及び第三項を除く。 )、第六十八条の五十四(第二項から第四項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。 )、第六十八条の五十四の二(第二項及び第三項を除く。 )、第六十八条の五十五(第六項から第九項まで及び第十五項から第十七項までを除く。 )、第六十八条の五十六(第三項から第六項まで、第十三項及び第十五項を除く。 )、第六十八条の五十七(第四項、第五項及び第八項から第十一項までを除く。 )、第六十八条の五十七の二(第三項、第四項及び第七項から第十項までを除く。 )及び第六十八条の五十八(第三項から第五項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。 ) の規定

十四 〽十九 同 上

二十 措置法第六十八条の九十四から第六十八条の九十六まで、第六十八条の九十八(第六項から第九項までを除く。 )、第六十八条の九十九から第六十八条の百一まで、第六十八条の百二(第十二項を除く。 )、第六十八条の百三及び第六十八条の百四の規定

二十一 同 上

- の改正規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）の施行の日
- 三 第二十条第十号の改正規定（「第三項を除く。」の下に「、第六十六条の十一の四」を加える部分を除く。） 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の日

（経過措置）

2

- 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の令和四年四月一日以後に終了する事業年度又は連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日以後に終了する連結事業年度（令和二年改正法附則第四百一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）において次の各号に掲げる規定の適用がある場合における当該事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告については、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下「改正法」という。）附則第四十四条、第四十七条、第五十二条第二項、第六十条、第六十三条又は第六十八条第二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとする。
- 一 改正法附則第四十四条又は第四十七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧措置法」という。）第四十二条の五又は第四十二条の十二の三第三項の規定
- 二 改正法附則第五十二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧措置法第六十五条の八第七項又は第八項の規定
- 三 改正法附則第六十条又は第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧措置法第六十八条の十又は第六十八条の十五の四第三項の規定
- 四 改正法附則第六十八条第二項の規定によりなお従前の例によることと

定|される場合における旧措置法第六十八条の七十九第八項又は第九項の規

---